

第 4 5 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。



平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 区営住宅使用料請求金 |
| 2 | 債 務 者 | 
 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 1 , 5 1 7 , 6 4 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は、所在不明で調査の手がかりもない。
時効が完成し、その援用も可能であることから
債権を回収することができる見込みがないため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。